



意向確認  
ご加入前  
のご確認

グループ共済は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

※グループ共済とグループ共済 傷害給付はセットでご加入ください。

※グループ共済 傷害給付の補償額と保険料は、P29~P30をご参照ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金形式で)お支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払掛金相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた掛金に対応する期間まで保障が継続します。

本人														
申込 コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付		遺児育英年金制度	
	月額給付				ボーナス 給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】	子ども加入 可能人数	
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)						(万円)
月額給付+ボーナス給付(年2回)コース	K1	4,250	30	13.4	4,845	750	30	14.2	855	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	4
	A1	4,000	25	14.8	4,450	750	25	16.6	834	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	4
	C1	3,600	25	13.3	4,005	400	25	8.9	445	900	900	630 ~ 90	13,500	5
	D1	3,250	20	14.7	3,529	750	10	38.8	776	813	813	569 ~ 81	12,195	5
	D2	3,250	20	14.7	3,529	1,100	15	38.8	1,166	813	813	569 ~ 81	12,195	4
	D3	3,250	20	14.7	3,529	1,450	20	39.3	1,574	813	813	569 ~ 81	12,195	4
	E1	2,600	20	11.7	2,823	750	20	20.3	814	650	650	455 ~ 65	9,750	5
	F1	1,950	15	11.4	2,068	750	15	26.5	795	488	488	341 ~ 48	7,320	5
	G1	1,300	10	11.2	1,345	750	10	38.8	776	325	325	227 ~ 32	4,875	5
	H1	650	5	10.9	656	400	5	40.4	404	163	163	114 ~ 16	2,445	5
月額給付コース	K	4,250	30	13.4	4,845	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	4
	A	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
	B	4,000	20	18.1	4,344	-	-	-	-	1,000	1,000	700 ~ 100	15,000	5
	C	3,600	25	13.3	4,005	-	-	-	-	900	900	630 ~ 90	13,500	5
	D	3,250	20	14.7	3,529	-	-	-	-	813	813	569 ~ 81	12,195	5
	E	2,600	20	11.7	2,823	-	-	-	-	650	650	455 ~ 65	9,750	5
	F	1,950	15	11.4	2,068	-	-	-	-	488	488	341 ~ 48	7,320	5
	G	1,300	10	11.2	1,345	-	-	-	-	325	325	227 ~ 32	4,875	5
	H	650	5	10.9	656	-	-	-	-	163	163	114 ~ 16	2,445	5
	I	580	5	9.7	585	-	-	-	-	145	145	101 ~ 14	2,175	5
J	200	3	5.5	200	-	-	-	-	50	50	35 ~ 5	750	5	
Z	100	-	-	-	-	-	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375	5

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25~28

配偶者さまに万一(死亡・高度障害)のことがあった場合にも保障は必要です。

ご家族構成により必要な保障もさまざまです。

ご自身の生活に見合った保障をご準備ください。

## 配偶者コースの特長

- ご本人さまがご加入いただくことで、配偶者さまの保障のご準備が可能です。また、退職後も継続可能です。  
(ご本人さまの継続が必要です)
- 配偶者コースの掛金も配当金の対象です。  
(1年後、収支計算して剰余金が生じた場合、配当金として還付)

配偶者								
申込金額(万円)	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金(給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害 (程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付年金受取総額 (約 万円)				
2,000	2,000	20	9.0	2,172	500	500	350 ~ 50	7,500
1,500	1,500	15	8.8	1,590	375	375	262 ~ 37	5,625
1,000	1,000	10	8.6	1,035	250	250	175 ~ 25	3,750
800	800	10	6.9	828	200	200	140 ~ 20	3,000
650	650	5	10.9	656	163	163	114 ~ 16	2,445
580	580	5	9.7	585	145	145	101 ~ 14	2,175
200	200	3	5.5	200	50	50	35 ~ 5	750
100	100	-	-	-	25	25	17 ~ 2	375

● 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子ども						
申込金額(万円)	一般の死亡・高度障害		不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金(給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)	
400	400	120	120	84 ~ 12	1,800	

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

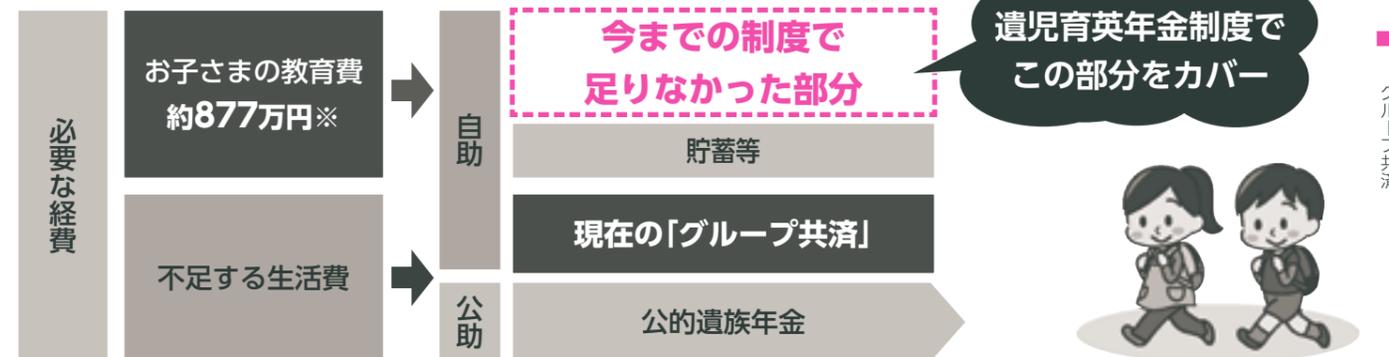
P25~28

# 「遺児育英年金制度」もぜひご検討ください！

## 遺児育英年金制度とは??

グループ共済に加えて、受取人をお子さまとし、お子さまの教育資金を補完できる「遺児育英年金制度」が付加できるようになりました。

【幼稚園から大学卒業まで公立の学校の場合の学校教育費】



※出典：文部科学省「令和5年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和3年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成  
※教育費は次の条件のもと算出しております。

- ①幼稚園から大学まで公立、高校は全日制、大学の公立は国公立(自宅)
- ②補助学習費は含まず(学校外活動費：学習塾や家庭教師、習い事等)
- ③高校・大学は入学金を含む

## 遺児育英年金制度の受取イメージ

年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円

お子さまA  
17歳

年金受取平均年額 約60.6万円×5年  
受取総額 約303.2万円

この制度の受取人は子どもです！  
子どもの夢の実現と進学のために  
お手続きのご検討をお願いします！

お子さまB  
14歳

年金受取平均年額 約38.4万円×8年  
受取総額 約307.8万円

お子さまC  
8歳

年金受取平均年額 約22.6万円×14年  
受取総額 約317.7万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## ◎遺児育英年金制度

申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	受取期間
2	200	こどもの 年齢に応じて 選択可
3	300	
5	500	
10	1,000	



### 受取イメージ

こども年齢		0～3歳	4～6歳
2コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約10.9万円	約12.6万円
200万円	受取総額	約218.9万円	約215.4万円
3コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約16.4万円	約19.0万円
300万円	受取総額	約328.4万円	約323.1万円
5コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約27.3万円	約31.6万円
500万円	受取総額	約547.4万円	約538.5万円
10コース	受取期間(例)	20年	17年
年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均年額	約54.7万円	約63.3万円
1,000万円	受取総額	約1,094.8万円	約1,077.1万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただけます。(一時金での受取も可能です)

7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	19～22歳
14年	11年	8年	5年	3年
約15.1万円	約18.9万円	約25.6万円	約40.4万円	約66.6万円
約211.8万円	約208.4万円	約205.2万円	約202.1万円	約200.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約22.6万円	約28.4万円	約38.4万円	約60.6万円	約100.0万円
約317.7万円	約312.7万円	約307.8万円	約303.2万円	約300.0万円
14年	11年	8年	5年	3年
約37.8万円	約47.3万円	約64.1万円	約101.0万円	約166.7万円
約529.5万円	約521.1万円	約513.1万円	約505.3万円	約500.1万円
14年	11年	8年	5年	3年
約75.6万円	約94.7万円	約128.2万円	約202.1万円	約333.4万円
約1,059.0万円	約1,042.3万円	約1,026.3万円	約1,010.7万円	約1,000.2万円

## ●月額掛金 (単位：円)

申込コース	性別	年齢【保険年齢】							
		16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
2(200万円)	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026
3(300万円)	男性	237	300	405	591	903	1,374	2,148	3,186
	女性	156	258	309	450	633	840	1,140	1,539
5(500万円)	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
10(1,000万円)	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130

年齢【保険年齢】				
71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
2,782	3,080	3,422	3,820	4,290
1,360	1,516	1,700	1,900	2,120
4,173	4,620	5,133	5,730	6,435
2,040	2,274	2,550	2,850	3,180
6,955	7,700	8,555	9,550	10,725
3,400	3,790	4,250	4,750	5,300
13,910	15,400	17,110	19,100	21,450
6,800	7,580	8,500	9,500	10,600

### 【遺児育英年金制度の取扱い】

遺児育英年金制度は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。

遺児育英年金制度のみの加入はできません。「グループ共済」本人コースとセットで加入してください。

遺児育英年金制度は「グループ共済」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。

●期中の遺児育英年金制度のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。

●本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。

●K1・A1・D2・D3・Kコースにご加入の方は、遺児育英年金制度に加入できる最大人数は4名となります。

# 掛金

## ●掛金 (単位：円)

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

### 月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

		本人							
申込コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)		36～40歳 (1985.7.2～1990.7.1)		41～45歳 (1980.7.2～1985.7.1)		46～50歳 (1975.7.2～1980.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
K1	男性	5,058	3,555	5,950	4,500	7,438	6,075	10,073	8,865
	女性	3,910	2,340	5,355	3,870	6,078	4,635	8,075	6,750
A1	男性	4,860	3,555	5,700	4,500	7,100	6,075	9,580	8,865
	女性	3,780	2,340	5,140	3,870	5,820	4,635	7,700	6,750
C1	男性	4,394	1,896	5,150	2,400	6,410	3,240	8,642	4,728
	女性	3,422	1,248	4,646	2,064	5,258	2,472	6,950	3,600
D1	男性	3,988	3,555	4,670	4,500	5,808	6,075	7,823	8,865
	女性	3,110	2,340	4,215	3,870	4,768	4,635	6,295	6,750
D2	男性	3,988	5,214	4,670	6,600	5,808	8,910	7,823	13,002
	女性	3,110	3,432	4,215	5,676	4,768	6,798	6,295	9,900
D3	男性	3,988	6,873	4,670	8,700	5,808	11,745	7,823	17,139
	女性	3,110	4,524	4,215	7,482	4,768	8,961	6,295	13,050
E1	男性	3,229	3,555	3,775	4,500	4,685	6,075	6,297	8,865
	女性	2,527	2,340	3,411	3,870	3,853	4,635	5,075	6,750
F1	男性	2,473	3,555	2,882	4,500	3,565	6,075	4,774	8,865
	女性	1,946	2,340	2,609	3,870	2,941	4,635	3,857	6,750
G1	男性	1,715	3,555	1,988	4,500	2,443	6,075	3,249	8,865
	女性	1,364	2,340	1,806	3,870	2,027	4,635	2,638	6,750
H1	男性	959	1,896	1,095	2,400	1,323	3,240	1,726	4,728
	女性	783	1,248	1,004	2,064	1,115	2,472	1,420	3,600

- ・本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- ・配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の掛金は月払のみです。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

		本人					
申込コース	性別	掛金(円)					
		年齢【保険年齢】(生年月日)					
		51～55歳 (1970.7.2～1975.7.1)		56～60歳 (1965.7.2～1970.7.1)		61～65歳 (1960.7.2～1965.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
K1	男性	14,493	13,545	21,165	20,610	32,130	32,220
	女性	10,668	9,495	13,600	12,600	17,850	17,100
A1	男性	13,740	13,545	20,020	20,610	30,340	32,220
	女性	10,140	9,495	12,900	12,600	16,900	17,100
C1	男性	12,386	7,224	18,038	10,992	27,326	17,184
	女性	9,146	5,064	11,630	6,720	15,230	9,120
D1	男性	11,203	13,545	16,305	20,610	24,690	32,220
	女性	8,278	9,495	10,520	12,600	13,770	17,100
D2	男性	11,203	19,866	16,305	30,228	24,690	47,256
	女性	8,278	13,926	10,520	18,480	13,770	25,080
D3	男性	11,203	26,187	16,305	39,846	24,690	62,292
	女性	8,278	18,357	10,520	24,360	13,770	33,060
E1	男性	9,001	13,545	13,083	20,610	19,791	32,220
	女性	6,661	9,495	8,455	12,600	11,055	17,100
F1	男性	6,802	13,545	9,863	20,610	14,894	32,220
	女性	5,047	9,495	6,392	12,600	8,342	17,100
G1	男性	4,601	13,545	6,642	20,610	9,996	32,220
	女性	3,431	9,495	4,328	12,600	5,628	17,100
H1	男性	2,402	7,224	3,422	10,992	5,099	17,184
	女性	1,817	5,064	2,265	6,720	2,915	9,120

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P25～28

次ページに続く

本人

申込 コース	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		16~35歳 (1990.7.2 ~ 2010.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)
K	男性	5,058	5,950	7,438	10,073	14,493	21,165	32,130
	女性	3,910	5,355	6,078	8,075	10,668	13,600	17,850
A	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
B	男性	4,860	5,700	7,100	9,580	13,740	20,020	30,340
	女性	3,780	5,140	5,820	7,700	10,140	12,900	16,900
C	男性	4,394	5,150	6,410	8,642	12,386	18,038	27,326
	女性	3,422	4,646	5,258	6,950	9,146	11,630	15,230
D	男性	3,988	4,670	5,808	7,823	11,203	16,305	24,690
	女性	3,110	4,215	4,768	6,295	8,278	10,520	13,770
E	男性	3,229	3,775	4,685	6,297	9,001	13,083	19,791
	女性	2,527	3,411	3,853	5,075	6,661	8,455	11,055
F	男性	2,473	2,882	3,565	4,774	6,802	9,863	14,894
	女性	1,946	2,609	2,941	3,857	5,047	6,392	8,342
G	男性	1,715	1,988	2,443	3,249	4,601	6,642	9,996
	女性	1,364	1,806	2,027	2,638	3,431	4,328	5,628
H	男性	959	1,095	1,323	1,726	2,402	3,422	5,099
	女性	783	1,004	1,115	1,420	1,817	2,265	2,915
I	男性	876	998	1,201	1,561	2,164	3,074	4,571
	女性	720	917	1,015	1,288	1,642	2,042	2,622
J	男性	433	475	545	669	877	1,191	1,707
	女性	379	447	481	575	697	835	1,035
Z	男性	317	338	373	435	539	696	954
	女性	290	324	341	388	449	518	618

配偶者

申込 金額(万円)	性別	月払掛金(円)						
		年齢【保険年齢】(生年月日)						
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)
2,000	男性	2,330	2,750	3,450	4,690	6,770	9,910	15,070
	女性	1,790	2,470	2,810	3,750	4,970	6,350	8,350
1,500	男性	1,748	2,063	2,588	3,518	5,078	7,433	11,303
	女性	1,343	1,853	2,108	2,813	3,728	4,763	6,263
1,000	男性	1,165	1,375	1,725	2,345	3,385	4,955	7,535
	女性	895	1,235	1,405	1,875	2,485	3,175	4,175
800	男性	932	1,100	1,380	1,876	2,708	3,964	6,028
	女性	716	988	1,124	1,500	1,988	2,540	3,340
650	男性	759	895	1,123	1,526	2,202	3,222	4,899
	女性	583	804	915	1,220	1,617	2,065	2,715
580	男性	676	798	1,001	1,361	1,964	2,874	4,371
	女性	520	717	815	1,088	1,442	1,842	2,422
200	男性	233	275	345	469	677	991	1,507
	女性	179	247	281	375	497	635	835
100	男性	117	138	173	235	339	496	754
	女性	90	124	141	188	249	318	418

子ども

申込金額(万円)	月払掛金(円)	
400	460	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2003.7.2~2023.7.1)

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の掛金は月払のみです。
- 本人月額掛金は制度運営費200円が含まれております。

半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。

# お取り扱いについて

<p><b>加入資格</b></p>	<p>本人…当生協の組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)                  配偶者…当生協の組合員(再任用含む)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満75歳6ヵ月までの方)                  子ども…当生協の組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方</p>
<p><b>告知内容</b></p>	<p><b>本人</b>                  【現在の就業状態】                  申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。                  (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>                  【現在の健康状態】                  申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。                  (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。                  ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>                  【過去12ヵ月以内の健康状態】                  申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。                  ※遺児育英年金制度ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
<p><b>保険期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。</li> </ul>
<p><b>掛金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。(初回は1月分給与より)ボーナス(時)掛金は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。(初回のボーナス時掛金は12月分より賞与より控除します)</li> </ul>
<p><b>配当金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。※配当金につきましては、3月分の利用金額と相殺いたします。</li> </ul>
<p><b>継続加入の取扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
<p><b>申込方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。</p> <p>また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。                  「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。                  (※)対象となる特定感染症                  対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分類項目(基本分類コード)                  コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)</p> </div> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含まれます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含まれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症</li> <li>(2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症</li> <li>(3) 指定感染症</li> </ol>
<p><b>高度障害</b></p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた掛金についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●掛金のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol>

<b>お支払いできない場合について (解除・免責等) (つづき)</b>	<p>3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について</p> <p>① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>
--	--

(災害保障特約の災害保険金に対して)		
等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1 足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1 足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項(7項目)です

**給付割合表**

<b>年金の取扱いについて</b>	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は3年以上30年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です)</p> <p>2. 配 当 金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年 金 受 取 人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</p>
-------------------	--

<b>保険会社からの お願い・ご注意</b>	<p>&lt;保険金・給付金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。</li> <li>●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</li> </ul>
----------------------------	--

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付ごども特約付ごども災害保障特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

**(引受会社)明治安田生命保険相互会社**



ケガへの備え

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



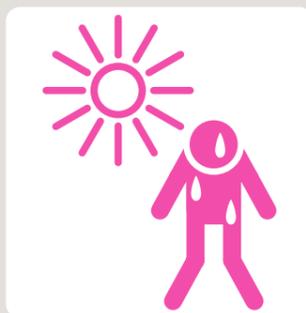
階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした



熱中症になった



食中毒になった

意向確認  
ご加入前  
のご確認

グループ共済 傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

※グループ共済 傷害給付とグループ共済はセットでご加入ください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人		配偶者		子ども	
	Sコース	Uコース	S1コース	U1コース	S2コース	U2コース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円	日額 4,000円	日額 2,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円	2または 4万円	1または 2万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円	日額 2,000円	日額 1,000円
月額保険料	640	320	640	320	640	320

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.60](#)